

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

告示	熊本県消防施設整備費補助金交付要綱を廃止する要綱	(防災消防課)	一
	放流効果実証事業を実施する指定法人の主たる所在地の変更	(水産振興課)	一
	家畜伝染病予防法に基づく伝染病検査の実施	(畜産課)	一
	道路の区域変更	(道路維持課)	三
	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市計画課)	三
	道路の区域変更	(道路維持課)	四
	"	"	四
	"	"	五
	"	"	五
	道路の供用開始	(漁政課)	六
	"	"	六
	定数漁業の許可申請期間	(林業振興課)	六
	熊本県森林組合合併奨励金交付要綱を廃止する要綱	(森林保全課)	七
	保安林の指定	"	七
公告	宅地建物取引業の監督処分	(建築課)	七
	大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	七
	平成十二年度熊本県歳入歳出決算	(会計課)	八
	登載依頼	(公安委員会)	六九
	風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則		

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 七七
 熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 (") 七七

告示

熊本県告示第二百一十号

熊本県消防施設整備費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県消防施設整備費補助金交付要綱を廃止する要綱

熊本県告示第二百一十号
 熊本県消防施設整備費補助金交付要綱(昭和四十一年五月二十八日熊本県告示第三百四十一号)は、廃止する。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第二百一十号

昭和五十九年十一月二十二日熊本県告示第九百九十号(指定法人の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷義子

「熊本県牛深市牛深町西の候三四五の二」を「熊本県天草郡大矢野町大字中字汐垂二四五番地の二」に改める。

熊本県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、ピロプラズマ病、馬伝染性貧血及びびそ病検査を次のとおり実施する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷義子

病検査 ヒロプラズマ 査 外導入牛) 検 ヨ一ネ病(県 内導入牛) 検	波野村	富合町 宇土市 八代市 矢部町 御船町 城南町 菊池市 菊鹿町 鹿央町 七城町 菊陽町 一の宮町 阿蘇町 南小国町 西原村 深田村 須恵村 岡原村 上村 芦北町 水俣市 苓北町	富合町 宇土市 八代市 矢部町 御船町 城南町 菊池市 菊鹿町 鹿央町 七城町 菊陽町 一の宮町 阿蘇町 南小国町 西原村 深田村 須恵村 岡原村 上村 芦北町 水俣市 苓北町	平成十四年六月十一日から平成十四年六月十四日まで 平成十四年六月十七日から平成十四年六月二十日まで 平成十四年六月十八日から平成十四年六月二十一日まで 平成十四年七月八日から平成十四年七月十一日まで 平成十四年七月七日から平成十四年十月十日まで 平成十四年十二月九日から平成十四年十二月十九日まで 平成十四年十月二十一日から平成十四年十一月一日まで 平成十四年六月二十一日から平成十四年六月二十八日まで 平成十四年六月十七日から平成十四年六月二十一日まで 平成十四年六月二十四日から平成十四年六月二十八日まで 平成十四年十二月九日から平成十四年十二月十三日まで 平成十四年一月二十日から平成十四年一月三十一日まで 平成十四年六月三日から平成十四年六月二十八日まで 平成十四年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 平成十四年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 平成十四年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 平成十四年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 平成十四年五月十三日から平成十四年五月十七日まで 平成十四年六月十日から平成十四年六月十四日まで 平成十四年七月八日から平成十四年七月十二日まで 平成十四年七月十五日から平成十四年七月十九日まで 平成十四年九月十七日から平成十四年九月二十日まで 平成十四年九月二十四日から平成十四年九月二十七日まで 平成十四年五月二十日から平成十四年五月二十四日まで 平成十四年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

病検査 ヒロプラズマ 査 外導入牛) 検 ヨ一ネ病(県 内導入牛) 検	実施区域 内導入牛	実施区域 内導入牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認められたものについては検査を猶予することがある。

検査の種類	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	摘 要
ふそ病検査	八代市 " " 鹿北町 阿蘇郡内 全域 錦町	平成十四年四月十九日 平成十四年八月一日から平成十五年三月三十一日まで 平成十四年六月二十日 平成十四年九月一日から平成十四年十月三十一日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市 " " 竜北町 荒尾市 大津町 旭志村 阿蘇郡内 全域 上村 山江村 人吉市 球磨村	平成十四年八月二十八日 平成十四年十月三日から平成十四年十月四日まで 平成十四年八月二十八日 平成十四年十月二日から平成十四年十月三日まで 平成十四年九月二十五日 平成十四年九月二十六日 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで 平成十四年八月十九日 平成十四年九月五日 平成十四年九月五日 平成十四年九月五日
ひな白痢検査	菊池市 南関町 鹿央町 菊鹿町 波野村 錦町	平成十四年十一月六日 平成十四年九月十八日、平成十四年十一月十三日 平成十四年十一月二十日 平成十四年十一月二十一日 平成十四年十月一日から平成十四年十月三十一日 平成十四年十月十八日

ピロプラスマ 病検査	実施区域で飼養されている牛
馬伝染性貧血 検査	実施区域で飼養されている馬
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏
ふそ病検査	実施区域内で飼養されているみつ峰

四 検査の方法

- 1 ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。
 - 2 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
 - 3 ヨーネ病検査は、血清を用いたエライサ法により判定する。
 - 4 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
 - 5 ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
 - 6 ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- 五 その他
- 1 手数料は、熊本県手数料条例（平成十二年熊本県条例第七十二号）に基づき徴収する。
 - 2 天候その他やむを得ない場合は、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		幅員		延長		備考
種類	路線名	区域変更する区間	前	後	（メートル）	
一般 国道 四四二号	同	同 所 同 字 六三三二番一地先まで	前	後	一八・〇	六五・〇
			阿蘇郡南小国町大字満願寺字北瀬の本 六三三〇番一地先から	同 所 同 字	一八・〇	
一般 県道	同上	同 所 同 字 一九七〇番一地先まで	前	後	七・五	三〇六・八
			阿蘇郡南小国町大字満願寺字火焼輪知 六三六五番地先から	同 所	七・五	
一般 県道	同上	同 所 同 字 一九九八番一地先から	前	後	七・五	三三四・六
			球磨郡水上村大字江代字平畑 一五九八番一地先から	同 所 同 字	七・五	
一般 県道	同上	同 所 同 字 一九九八番一地先から	前	後	七・五	三三四・六
			球磨郡水上村大字江代字平畑 一五九八番一地先から	同 所 同 字	七・五	
一般 県道	同上	同 所 同 字 一九九八番一地先から	前	後	七・五	三三四・六
			球磨郡水上村大字江代字平畑 一五九八番一地先から	同 所 同 字	七・五	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十日

熊本県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画面業

の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 山鹿市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成九年熊本県告示第四百九十四号山鹿都市計画道路 事業三・六・九号日吉町線
- 三 事業施行期間 平成九年七月四日から平成十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 本渡市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成四年熊本県告示第八百七十四号本渡都市計画道路 事業三・五・六号下川原茂木根線
- 三 事業施行期間 平成四年十一月二十五日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長	備考
			前	後		
一般	小島	熊本市池上町字塘下	四・二	二二・九	五九一・〇	単道改
新町線	同	八七四番三地先から字泥上	一〇・一	三六・四	五七九・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十日

熊本県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長	備考
			前	後		
主要	大津	菊池郡合志町大字栄字上生道	一四・〇	一五・〇	二五・〇	単道改
地方	植木線	三四一八番一地先から三四二〇番一地先まで	一五・〇	一六・〇	二五・〇	

熊本県告示第二百十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

主要 地方 道	別府 一の宮線 同所	阿蘇郡一の宮町大字三野字城山 三三一番一地从先から 同字 三四一番二地先まで	区域変更する区間		備考
			前	後	
			八・二一	二二・六	緊道整 (防災)
			八・二一	二七・八	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十日

熊本県告示第二百九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十四年三月二十日
 熊本県知事 潮谷 義子

主要 地方 道	南小国立石 波野線 同所	阿蘇郡一の宮町大字萩の草字花 三〇五番二地先から 同字 三〇五番八地先まで	区域変更する区間		備考
			前	後	
			九・〇	二二・〇	緊道整 (防災)
			九・〇	二三・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十日

主要 地方 道	熊本 鈴麦線 同所	鹿本郡植木町大字木留字宇土 三六番一地从先から 字前鶴 六番一地从先まで	区域変更する区間		備考
			前	後	
			六・四	四〇・八	移旧 管道
			〇・〇	〇・〇	
			七・二	一六・六	移旧 管道
			二二・五	三三・五	
			九・八	一八・四	移旧 管道
			二二・五	三三・五	
			四・七	二八・〇	移旧 管道
			七五六・六	六五四・〇	

平成十四年三月二十日
 熊本県知事 潮谷 義子

一般県道	鹿本郡植木町大字上古閑字東受 八六番一地从先から	後	四・六	一、一七六・七	編 区 入 域
同	大字円台寺字三反 二六五番三地从先まで	〇・〇	〇・〇	〇・〇	
一般県道	鹿本郡植木町大字上古閑字東受 八七番二地从先から	前	五・二	一九八・六	編 区 入 域
同	大字木留 字前鶴 一六番一地从先まで	一九・〇	五・二	一九八・六	
同	同	後	三・二	一九八・六	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十日

熊本県告示第二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小島 新町線	熊本市池上町字泥上 九二七番一地从先から 九一七番一地从先から 同 字 九七〇番三地从先まで	八〇・六	単道改

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十日

熊本県告示第二百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道

路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十四年三月二十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯前線	球磨郡水上村大字岩野字オノ平 一四六七番六地从先から 字諏訪原 一四一七番九地从先まで	六〇三・〇	単道改
同	高沢 一勝地線	球磨郡球磨村大字渡字浦野 一二五一番一地从先から 同 字 一二七七番七地从先まで	一一六・四	"

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十日

熊本県告示第二百一十三号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第八条第三項及び第二十一条第三項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	熊本有明海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海

二 申請期間

平成十四年三月二十日から平成十四年三月二十七日まで

熊本県告示第二百十四号

熊本県森林組合併奨励金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。
平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県森林組合併奨励金交付要綱を廃止する要綱
熊本県森林組合併奨励金交付要綱（昭和三十五年熊本県告示第六百八十二号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成十四年三月二十日から施行する。

熊本県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字椿字下前田二五から二七まで、五一の
一（次の図に示す部分に限る。）、五七、六六
 - 二 指定の目的 落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - （一）立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第八十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり公告する。
平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 被処分者

商 号 株式会社ワールドライン

代表者氏名 代表取締役 佐々木 道雄

事務所所在地 熊本県熊本市迎町一―一―七

免許証番号 熊本県知事（四）第三一四四号

免許年月日 平成十一年二月二十一日

二 処分年月日

平成十四年三月十一日

三 処分内容

免許の取消し

四 適用条項

宅地建物取引業法第六十六条第一項第九号

熊本県公告第八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二〇二〇堂東山鹿店

山鹿市古閑十三部一〇〇六一五

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後八時（年間九〇日は午後九時）

変更後 二十四時間営業

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後十時まで

変更後 二十四時間

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 二十四時間

三 変更する年月日

平成十四年三月九日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(株)ニコニコ堂ほか七

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、一六五平方メートル

3 駐車場の収容台数

四三七台

4 駐輪場の収容台数

二一〇台

5 荷さばき施設の面積

一三八平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

二一五立法メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

五 届出年月日

平成十四年二月二十八日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室

平成十四年三月二十日から平成十四年七月十九日まで

熊本県公告第百八十七号

平成十二年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、平成十四年三月五日の定例
県議会で認定の議決があつたので地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十

三条第六項の規定に基づいて、その要領を次のとおり公表する。

平成十四年三月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

平成12年度 熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算総括

会 計	予 算 総 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越源	実 質 収 支 額	予算総額に対する		(単位 円)	
							執行率	歳出率	歳入に対する歳入の割合	前年度の
一 般 会 計	964,797,545,269	909,434,458,454	886,386,720,26	230,459,864,28	1,390,079,546,6	914,519,096,2	94.3%	91.9%	97.5%	97.1%
特 別 会 計	55,605,010,000	67,295,596,128	51,249,018,284	160,465,778,44	318,450,000	15,728,127,844	121.0%	92.2%	76.2%	71.1%
農 業 改 良 資 金 特 別 会 計	96,166,500	111,368,220,3	89,959,528,1	21,408,692,2	0	21,408,692,2	115.8%	93.5%	80.8%	77.1%
中 小 企 業 振 興 資 金 特 別 会 計	903,557,400	116,871,285,49	86,466,819,80	30,404,465,69	0	30,404,465,69	129.3%	95.7%	74.0%	70.9%
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計	34,858,900	585,367,549	250,230,019	335,137,530	0	335,137,530	167.9%	71.8%	42.7%	26.7%
用 品 調 達 基 金 管 理 事 業 特 別 会 計	92,277,000	125,407,027	85,941,681	39,465,346	0	39,465,346	135.9%	93.1%	68.5%	54.5%
収 入 証 紙 特 別 会 計	34,400,000	35,492,211,57	33,562,243,06	1,929,968,51	0	1,929,968,51	103.2%	97.6%	94.6%	94.7%
熊 本 県 立 高 等 学 校 実 習 資 金 特 別 会 計	35,565,000	391,409,248	309,955,355	81,453,893	0	81,453,893	110.1%	87.2%	79.2%	81.9%
不 知 火 ・ 有 明 ・ 大 牟 田 地 区 新 産 業 都 市 建 設 協 議 会 特 別 会 計	254,100	254,176,5	357,000	21,847,65	0	21,847,65	100.0%	14.0%	14.0%	0.8%
港 灣 整 備 事 業 特 別 会 計	4,605,387,000	4,640,255,115	4,183,729,579	4,565,255,36	91,500,000	4,473,755,36	100.8%	90.8%	90.2%	97.1%
臨 海 工 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計	208,196,300	67,593,325,058	206,944,580,4	46,898,792,54	0	46,898,792,54	324.7%	99.4%	30.6%	28.3%
用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	280,869,000	418,203,338	261,471,726	156,731,612	600,000	156,131,612	148.9%	93.1%	62.5%	43.4%
中 小 企 業 従 業 員 住 宅 事 業 特 別 会 計	177,740,000	178,870,33	176,444,586	242,447	0	242,447	100.6%	99.3%	98.6%	99.9%

熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算総括